



# 平成 29 年 3 月道路交通法改正！

平成 29 年 3 月 12 日、道路交通法が改正され、新たに「準中型免許」が新設されます。それに伴い普通免許で運転できる範囲が変更となります。



## ◆改正点



これまで普通免許で車両重量「5t未満まで」の自動車を運転することができましたが、法改正後は「3.5t未満の自動車」までとなり3.5t以上の自動車は運転できなくなります。法改正までに運転免許センターでの学科試験に合格して免許交付を受けますと従来通りですが、改正後の3月12日以降に免許交付になりますと乗車できる自動車が変わってきます。つまり法改正前にすべての教習を終わられて当校を卒業されても、その後の免許センターでの学科試験合格が法改正後（H29/3/12以降）となりますと、改正後の適用となります。



### 普通免許

普通免許の対象となるのは、車両総重量が3.5トン未満の自動車です。主に小口商品の配送などで使用され、自家用のライトバンや軽トラックなどが大半です。

準中型免許の対象となるのは、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の小型トラックです。主に近距離の配送に使用され、宅配便やコンビニ配送などのトラックとして使用されています。これまで普通免許では車両総重量5トン未満までは運転できましたが、H29/3/12以降の普通免許では3.5トン以上の自動車は運転できなくなります。

### 準中型免許



例年12月～3月は混み合うためできるだけ年内に教習を終えられますようお勧めいたします。

